

長浜市放課後児童クラブ通所決定基準表

基本点数表

区分	事由	家庭で児童をみられない理由・保護者の就労状況等	点数
1	就労 (内職以外)	月160時間以上の就労の場合	10
		月140時間以上160時間未満の就労の場合	9
		月120時間以上140時間未満の就労の場合	8
		月100時間以上120時間未満の就労の場合	7
		月80時間以上100時間未満の就労の場合	6
		月64時間以上80時間未満の就労の場合	5
	就労(内職)	月64時間以上の就労の場合	3
	就労内定	月160時間以上の就労の場合	8
		月140時間以上160時間未満の就労の場合	7
		月120時間以上140時間未満の就労の場合	6
		月100時間以上120時間未満の就労の場合	5
月80時間以上100時間未満の就労の場合		4	
月64時間以上80時間未満の就労の場合		3	
2	妊娠・出産	出産準備または産後休養している場合	8
3	病気・けが	1か月以上の入院または入院見込の場合	10
		自宅療養で常時臥床の場合	9
		通院加療を行い、常に安静を要する場合	7
		上記以外で通院加療が必要な場合	4
	しょうがい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳の交付を受けている場合	9
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている場合	7
身体障害者手帳4級の交付を受けている場合		5	
4	親族の介護・看護	臥床者・重度障害者またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いが、月20日以上かつ1日(日中)6時間以上必要な場合	8
		臥床者・重度障害者またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いが、月16日以上かつ1日(日中)4時間以上必要な場合	6
		病人や障害者の介護や入院・通院・通所の付き添いが、月16日以上かつ1日(日中)4時間以上必要な場合	4
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧活動を行っている場合	10
6	就学	技能習得等のため、週5日以上1日7時間以上就学している場合	8
		技能習得等のため、週5日以上1日5時間以上就学している場合	6
		上記以外の就学の場合	4

注 基本点数は、保護者それぞれの点数の合計点(世帯としての点数)とします。

調整点数表

要件	点数
ひとり親世帯その他これに準ずる世帯の場合	11
生活保護世帯の場合	2
社会的養護が必要な世帯の場合	5
申込児童にしょうがいがあり、支援が必要な場合	5
申込児童の兄弟姉妹と同一の放課後児童クラブに通所を希望する場合	2
保護者のいずれかが放課後児童支援員または保育士等として市内で就労している場合（就労予定含む。）	2
保護者がいずれも3か月以上の就労（月64時間以上）を継続している場合	1
保護者のいずれかが育児休業から就労復帰する場合	1
保護者のいずれかが配偶者または祖父母が経営する事業所（法人格を有する事業所を除く。）で就労している場合	-2
保護者がルールに従わない等放課後児童クラブの運営に支障を来たすような行為を度々行ったことがある場合	-10
過去に虚偽による通所申込、変更届出を行わない等公正な利用調整に支障を来たすような行為を行ったことがある場合	-10

注 調整点数は、世帯単位で加算（または減算）します。

同点の場合の優先順位

項目	優先順位	
	高い	低い
保護者のいずれかが放課後児童支援員または保育士等として市内で就労している	該当	非該当
同一の放課後児童クラブに通所を希望する兄弟姉妹	有	無
申込クラブでの前年度の在籍の有無	有	無
1月あたりの就労時間（保護者平均）	多	少

注 同点の場合、上記項目について上から順に判定を行い、優先順位に差がついた時点で通所決定を行うものとします。